

消毒薬について 各消毒薬の効果の違いを理解し、適切な濃度で使いましょう！

■ 消毒薬のポイント

- ・病原体によつて効果のある消毒薬が異なるため、有効な消毒薬を選択しましょう。
- ・消毒対象によつては適さない消毒薬があるため、その特徴を確認しましょう。
- ・消毒薬の効果を十分に発揮するために、用法用量に従つて適切な濃度に希釈して使用しましょう。
- ・糞便などの有機物が残つていると、消毒薬の種類により、その効果が十分に発揮されません。できるだけ事前の水洗等で消毒対象の汚れを落としてから使用しましょう。

注意 異なる消毒薬は水洗後に使用

豚房の消毒などで、同じ場所に異なる消毒薬を使用する場合は、基本的に水洗や乾燥後に使用しましょう。

消毒薬はHの影響を受けるものが多く、

消毒薬が混ざる事で場合により消毒効果が思うように得られなくなります。

(例1)酸性で効果低下：逆性石鹼、アルデヒド系など

(例2)アルカリ性で効果低下：塩素系、ヨウ素系、過酢酸、オルソ剤などまた、塩素系消毒薬がヨウ素系・過酢酸などの消毒薬と混ざった場合、塩素ガスの発生などの恐れもあるため注意しましょう。

注意 消石灰は合わせて液体を使用

消石灰は液体と混ざる事で消毒効果を発揮します。

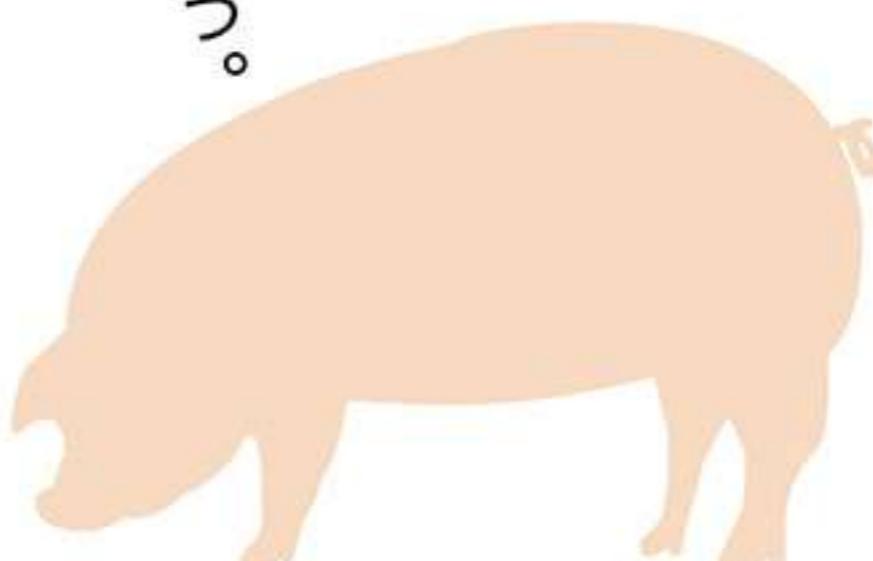
消石灰の粉を踏込消毒槽として使用する場合は、事前に踏込

消毒槽等で長靴を濡らしておくなどの対応をしましょう。

また、畜舎周囲の消毒など野外に散布して使用する場合には、消毒効果の発揮まで時間がかかります。

消毒効果を保ち続けるため、頻繁に撒きなおしましょう。

※消石灰は液体と混ざりアルカリ性となるため、踏込消毒槽通過後に消石灰散布面を歩く場合は、アルカリ性でも効果が低下しない逆性石鹼などを使用しましょう



		消毒薬の種類							
		逆性石鹼	オルソ剤	ヨウ素系	塩素系	グルタルアルデヒド	過酢酸	アルコール類	消石灰石灰乳
病原体の種類 △○：効果弱有 ×：効果無	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○
	芽胞菌	×	×	△	△	△	△	×	×
	ウイルス(膜有)	△	△	○	○	○	○	○	○
	ウイルス(膜無)	×	×	△	○	○	○	×	△
	コクシジウム	×	○	×	×	×	×	×	○ (物理的封込)
消毒対象 △○：適用状況・消毒薬種類により不適 ×：不適	手指	○	×	○	△	×	×	○	×
	踏込消毒槽	○	○	△	△	○	○	×	○
	車両	○	×	×	△ (腐食性有)	○	×	○ (車内)	○ (タイヤ)
	敷地内	△	×	×	△	○	×	×	○
	畜舎・設備・器具機材	○	○	△ (腐食性有)	△ (腐食性有)	○	△ (腐食性有)	○ (器具機材)	○
	飲水	○	×	△	△	×	×	×	×
	畜体	○	×	○	△	×	×	○ (注射時)	×

一般細菌 --- 大腸菌、サルモネラ属菌など ウィルス(膜有) --- CSFウィルス、ASFウィルス、PEDウィルスなど

芽胞菌 --- クロストリジウム属菌など ウィルス(膜無) --- FMDウィルス、サーコウィルスなど

※消毒薬の種類や用途により、休薬期間が発生する恐れがあるため、使用にあたっては家保の先生や管理獣医師に相談しましょう

消毒液原液量(mℓ)	水(ℓ)			
	2	10	100	500
100	20	100	1000	5000
500	4	20	200	1000
1000	2	10	100	500
2000	1	5	50	250

水の量を確認して、消毒薬と混ぜましょう。
表を参考に、作りたい消毒液の希釈倍率と

消毒液の作成方法



用語集

■飼養衛生管理基準

家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に
関し最低限守るべき遵守規定のこと。

■衛生管理区域

家畜を飼養する畜舎、放牧地、家畜に直接接觸
する物品の保管場所、飼料タンク、飼料保管庫、
給餌場所、堆肥舎、死体保管庫、畜に触れた者
が消毒や衣服、長靴の交換などを行わずに行動
する範囲を全て網羅した区域のこと。

■飼養衛生管理者

衛生管理区域ごとに選任された、飼養衛生
管理の責任者のこと。家畜の所有者自ら管
理者となることも可能。

■飼養衛生管理マニュアル

- (1)従事者が当該農場以外で行う動物の飼
養及び狩猟における禁止事項
- (2)海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3)海外からの肉製品の持込み（郵便物に
よる持込みを含む。）に関する注意喚起
- (4)農場内への不適切な物品の持込みの禁止
- (5)可能な限り、工具、機材等を農場内へ
持ち込まないための取組

(6)持ち込む工具、機材、食品等の取扱い

(7)猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での
飼育禁止

(8)野生動物の衛生管理区域内への侵入防止

(9)農場における防疫のための更衣

(10)手指、衣服、靴、物品、車両、施設等
の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、
消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等
全10項目を、家畜保健衛生所や管理獣医師
等の専門家の意見を反映させて作成した
マニュアルのこと。

※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板
を設置するなどして、従業員や外部事業者
に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。

※当該マニュアルを印字した冊子を配布し看板
を設置するなどして、従業員や外部事業者
に遵守してもらうよう周知・徹底を行うこと。
（1）従事者が当該農場以外で行う動物の飼
養及び狩猟における禁止事項

衛生管理記録は、以下の事項を網羅しており、

少なくとも1年間保管すること。

（1）当該農場の従事者以外が衛生管理区域
に立ち入る場合には、次の項目について記
録すること。

（3）導入した家畜の種類、頭数及び健康状
態、導入元の農場等の名称並びに導入
の年月日を記録すること。

（4）出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数
及び健康状態、出荷又は移動先の農場等
の名称並びに出荷又は移動の年月日を記録

すること。消毒台帳は衛生管理区域の出入口
に設置し記録すること。）【過去1週間以内
の海外での滞在歴】[滞在した全ての国又は
地域の名称] [その国又は地域における畜
産関係施設等への立入りの有無]

※観光牧場その他の不特定かつ多数の者が
立ち入ることが想定される施設において、
衛生管理区域の出入口における手指及び靴
の消毒など、不特定かつ多数の者が衛生管
理区域に入りする際の病原体の持込み及
び持出しを防止するための規則をあらかじ
め作成し、家畜防疫員が適切なものである
ことを確認した場合は、この限りでない。

（2）従事者が海外に渡航した場合には、その
滞在期間及び国又は地域の名称を記録
すること。

（3）導入した家畜の種類、頭数及び健康状
態、導入元の農場等の名称並びに導入
の年月日を記録すること。

（4）出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数
及び健康状態、出荷又は移動先の農場等
の名称並びに出荷又は移動の年月日を記録

「氏名」「住所又は所属」「年月日」「目的」

「消毒の実施の有無（人と車両について記載

する」と。

(5) 飼養する家畜の頭数、月齢及び異状の有無を記録すること。異状がある場合にあつては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況を併せて記録すること。

(6) 家畜保健衛生所、管理獣医師等からの当該農場への指導の内容を記録する」と。

■監視伝染病

家畜伝染病予防法に定められた、28疾病の家畜伝染病と71疾病の届出伝染病の総称のこと。

■伝染病

病気、感染症のこと。家畜の伝染性疾患全てを指す。

■病原体

細菌、ウイルス、寄生虫などのこと。

■家保

都道府県に設置された、家畜保健衛生所の略称のこと。

■家畜防疫員

主に家畜保健衛生所に勤務している、

都道府県知事に任命された都道府県職員の獣医師のこと。家畜の伝染性疾病の検査や

飼養衛生管理基準の遵守指導等の業務を通じて、畜産の発展、食の安全安心に貢献している。

■管理獣医師

農場ごとに定められた、家畜保健衛生所と緊密に連絡を取っているかかりつけの獣医師のこと。

■特定症状

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のこと。

■大臣指定地域

野生動物が豚熱等の家畜伝染病の病原体に感染していることが確認されているなど、家畜での発生リスクが高まっていると判断した場合に、農林水産大臣が指定する地域のこと。

■埋却地

家畜伝染病予防法の規定に基づく、家畜の死体の埋却用として供する土地のこと。家畜の所有者は、その土地を確保する必要がある。

■一次汚染

病原体に汚染された手指、長靴、泥、豚などをして、他の人、物や場所が病原体に汚染される。豚の糞便や体液などのこと。

■有機物

食品が食用として供された後または供されずに廃棄されたもの並びに食品の製造、加工または調理の過程で得られた副産物のうち食用に供することができるものであつて、餌料の原料料として有用なもののこと。

■食品循環資源

野鳥など、感染していないが、体に付着した病原体を運び、周囲に拡げていくこと。

■機械的伝播

まん延、伝播

伝染病が地域、農場間で拡がること。病原体が家畜へ感染して拡がること。

まん延、伝播

豚熱 (Classical swine fever) の略称。

CSE

アフリカ豚熱 (African swine fever) の略称。

まん延、伝播

口蹄疫 (Foot-and-mouth disease) の略称。

令和2年7月1日

制作

飼養衛生管理基準ガイドブック製作委員会

製作委員

MAFF 農林水産省 消費・安全局動物衛生課
JAグループ CSF・ASF対策協議会

監修

一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会 (JASV)
一般社団法人 日本養豚協会 (JPPA)

